

2012年2月27日

国立大学法人徳島大学長
香川 征 殿

徳島大学教職員労働組合
中央執行委員長 石田三千雄

国家公務員給与削減特例法に関連する交付金減額等について

拝啓

徳島大学の発展のために日々ご尽力のことと拝察いたします。

さて、1月15日に閣議決定された2012年度補正予算が成立し、国家公務員給与削減特例法に準拠した交付金の削減額も確定したものと存じます。学長におかれましては春の労使交渉にて、「余った分は返す」という趣旨の発言をしておられます。他のいくつかの大学では、剰余分を一時金などの形で返還するなどの動きがあります。

中四国地域の例：

- ・ 香川大学では12月期賞与につき減額回避。
- ・ (高知大学では、退職金削減に対して大学側が総額800万円を補填。)
- ・ 島根大学では24年度通年の削減率圧縮に加えて3月末に剰余分を一時金として支給。25年度も削減率を圧縮(6.25%, 4.97%, 3.05%)。
- ・ 山口大学では3月給与支給日に一時金支給。
- ・ 大分大学では法定福利費剰余分を期末勤勉手当で返還。
- ・ 福岡教育大では2月、3月は法定福利費剰余分を充当することで減額なし。

そこで、現状について確認のため、①文部科学省から示達された人件費相当額減額の金額、②本学で交付金を財源とする人件費の削減額(交付金の減額を見込んで溜めている金額)、③今年度の現金の裏付けのある剰余金額(ないしその見込み額)、の3点につき、お知らせいただければと思います。人件費の削減額と交付金の減額との間に差額がある場合には、前掲の他大学と同様に教職員に返還されることを希望します。

お忙しいところ恐縮ですが、おおむね2週間程度でのご回答をお願いいたします。

敬具